

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

| | | |
|-------------|---|--|
| 基本計画の名称 | 内閣府本府政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日決定） 平成 23 年 12 月 7 日一部改正 平成 24 年 3 月 21 日一部改正 | |
| 基本計画の主な規定内容 | 1 計画期間 2 事前評価の対象等 | ○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間 ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」等を踏まえ、決定する。 |
| | 3 事後評価の対象等 | ○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 81 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策(狭義)等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施。 |
| | 4 政策評価の結果の政策への反映 | ○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業(予算要求(機構・定員要求を含む。)、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等)及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に関係する政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。 |
| | 5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備 | ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。 |
| 実施計画の名称 | 平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 24 年 3 月 21 日決定） | |
| 実施計画の主な規定内容 | 1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式 | ○ 実績評価：21 政策 |
| | 2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの） | 該当する政策なし |
| | 3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの） | 該当する政策なし |

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象 としようとした 政策の区分 | | 評価実施件数 | 政策評価の結果 の内訳別件数 | | 政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数 | |
|--------------------------------|--|--|--|----|---|----|
| 事前評価 | | 事業評価方式：17件 (租税特別措置等) 〔表1-3-ア〕 | 租税特別措置等の 新設、拡充又は延長 が妥当 | 17 | 評価の結果を踏まえ、税制改 正要望を行うこととした | 17 |
| 事後 評価 | 実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第 2項第1号) | 実績評価方式：20件 〔80施策〕 〔表1-3-イ〕 {実績評価方式：21件} 〔表1-3-ウ〕 | 達成 | 50 | 1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た(進める予定) 【引き続き推進】 | 16 |
| | | | 概ね達成 | 23 | | |
| | | | 未達成 | 1 | 2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った(することとした又 はする予定) 【改善・見直し】 | 3 |
| | | | 達成に向けて進展 | 3 | | |
| | | | 測定不能 | 2 | 3 評価結果を踏まえ、当該政策 を廃止した 【廃止、休止、中止】 | 1 |
| | | | 集計中 | 1 | | |
| | | | 事業評価方式：1件 (東日本大震災に係る取 組) 〔表1-3-エ〕 | | 未曾有の震災に対 して府を挙げて対 処しており、引き続 き推進することが 妥当 | 1 |
| 未着手 (法第7条第2 項第2号イ) | 該当する政策なし | — | — | — | — | |
| 未了 (法第7条第2 項第2号ロ) | 該当する政策なし | — | — | — | — | |
| その他の 政策 (法第7条第2 項第3号) | 該当する政策なし | — | — | — | — | |

(注) 1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 17 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 2 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|--|
| 1 | 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設 |
| 2 | PFI 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設 |
| 3 | 「国際戦略総合特区」における特例措置 |
| 4 | 地域活性化総合特区における特例措置の拡充 |
| 5 | 地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加 |
| 6 | ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制 |
| 7 | データセンター地域分散化促進税制の創設 |
| 8 | 災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長 |
| 9 | 雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長 |
| 10 | 認定特定非営利活動法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする |
| 11 | 認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化 |
| 12 | 公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税） |
| 13 | 公益社団・財団法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする |
| 14 | 特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税） |
| 15 | 公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化 |
| 16 | 子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置 |
| 17 | 企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 1-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 21 日に「平成 23 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 政策評価の結果 | 評価結果の反映状況 |
|-----|-------------------------|--|-----------|
| 1 | 適正な公文書管理の実施 | 達成：1 施策 | 引き続き推進 |
| 2 | 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 | 達成：1 施策 概ね達成：1 施策 | 引き続き推進 |
| 3 | 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進 | 達成：1 施策 | 引き続き推進 |
| 4 | 経済財政政策の推進 | 達成：7 施策 概ね達成：4 施策 達成に向けて進展：1 施策 測定不能：1 施策 | 引き続き推進 |

| | | | |
|----|----------------------|--|----------|
| 5 | 地域活性化の推進 | 達成：4施策 概ね達成：2施策 達成に向けて進展：1施策 | 引き続き推進 |
| 6 | 地域主権改革の推進 | 達成：1施策 | 廃止、休止、中止 |
| 7 | 科学技術政策の推進 | 測定不能：1施策 | 改善・見直し |
| 8 | 防災政策の推進 | 達成：3施策 概ね達成：2施策 | 改善・見直し |
| 9 | 沖縄政策の推進 | 達成：2施策 概ね達成：4施策 集計中：1施策 | 引き続き推進 |
| 10 | 共生社会実現のための施策の推進 | 達成：12施策 概ね達成：4施策 未達成：1施策 達成に向けて進展：1施策 | 引き続き推進 |
| 11 | 栄典事務の適切な遂行 | 概ね達成：1施策 | 引き続き推進 |
| 12 | 男女共同参画社会の形成の促進 | 達成：7施策 概ね達成：1施策 | 改善・見直し |
| 13 | 食品の安全性の確保 | 達成：2施策 | 引き続き推進 |
| 14 | 公益法人制度改革等の推進 | 達成：1施策 概ね達成：1施策 | 引き続き推進 |
| 15 | 経済社会総合研究の推進 | 達成：2施策 概ね達成：1施策 | 引き続き推進 |
| 16 | 迎賓施設の適切な運営 | 概ね達成：1施策 | 引き続き推進 |
| 17 | 北方領土問題の解決の促進 | 概ね達成：1施策 | 引き続き推進 |
| 18 | 国際平和協力業務等の推進 | 達成：1施策 | 引き続き推進 |
| 19 | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 | 達成：4施策 | 引き続き推進 |
| 20 | 官民人材交流センターの適切な運営 | 達成：1施策 | 引き続き推進 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表1-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の21政策を対象として評価を実施中（平成25年8月公表予定）。

表1-3-ウ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|-------------------------|
| 1 | 適正な公文書管理の実施 |
| 2 | 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 |
| 3 | 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進 |
| 4 | 経済財政政策の推進 |
| 5 | 地域活性化の推進 |
| 6 | 地域主権改革の推進 |
| 7 | 科学技術政策の推進 |
| 8 | 宇宙開発利用に関する施策の推進 |
| 9 | 防災政策の推進 |
| 10 | 沖縄政策の推進 |
| 11 | 共生社会実現のための施策の推進 |
| 12 | 栄典事務の適切な遂行 |
| 13 | 男女共同参画社会の形成の促進 |
| 14 | 食品の安全性の確保 |
| 15 | 公益法人制度改革等の推進 |
| 16 | 経済社会総合研究の推進 |
| 17 | 迎賓施設の適切な運営 |
| 18 | 北方領土問題の解決の促進 |
| 19 | 国際平和協力業務等の推進 |

| | |
|----|----------------------|
| 20 | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 |
| 21 | 官民人材交流センターの適切な運営 |

- (3) 「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 21 日に「平成 23 年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」として公表。

表 1-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 政策評価の結果 | 評価結果の反映状況 |
|-----|-------------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 東日本大震災に係る取組 | 未曾有の震災に対して府を挙げて対処しており、引き続き推進することが妥当 | 引き続き推進 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 1-4-(3)参照。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの

| 政策 | 施策 |
|----------------------------|--|
| 1. 適正な公文書管理の実施 | (1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用 |
| 2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 | (1) 重要施策に関する広報 |
| | (2) 世論の調査 |
| 3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進 | (1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理 |
| 4. 経済財政政策の推進 | (1) 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報 |
| | (2) 対日直接投資の推進 |
| | (3) 緊急雇用対策の実施 |
| | (4) 道州制特区の推進 |
| | (5) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） |
| | (6) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 |
| | (7) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） |
| | (8) 「新しい公共」に関する施策の推進 |
| | (9) 「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備 |
| | (10) 市民活動の促進 |
| | (11) 国内の経済動向の分析 |
| | (12) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 |
| | (13) 海外の経済動向の分析 |
| 5. 地域活性化の推進 | (1) 中心市街地活性化基本計画の認定 |
| | (2) 構造改革特区計画の認定 |
| | (3) 地域再生計画の認定 |
| | (4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 |
| | (5) 地域再生支援利子補給金の支給 |
| | (6) 環境未来都市の推進 |
| | (7) 総合特区の推進 |
| 6. 地域主権改革の推進 | (1) 地域主権改革に関する施策の推進 |
| 7. 科学技術政策の推進 | (1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱） |
| 8. 防災政策の推進 | (1) 防災に関する普及・啓発 |
| | (2) 国際防災協力の推進 |
| | (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 |
| | (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） |
| | (5) 地震対策等の推進 |
| 9. 沖縄政策の推進 | (1) 駐留軍用地跡地利用の推進 |
| | (2) 沖縄の離島の活性化 |
| | (3) 沖縄振興計画の推進に関する調査 |
| | (4) 沖縄における産業振興 |
| | (5) 沖縄における社会資本等の整備 |
| | (6) 沖縄の特殊事業に伴う特別対策 |
| | (7) 沖縄の戦後処理対策 |

| | |
|--------------------------|--|
| 10. 共生社会実現のための施策の推進 | (1) 子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン） |
| | (2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画） |
| | (3) 子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン） |
| | (4) 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等 |
| | (5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画） |
| | (6) 食育に関する調査研究等 |
| | (7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱） |
| | (8) 高齢社会対策に関する調査研究・参画促進 |
| | (9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等 |
| | (10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画） |
| | (11) 障害者施策に関する調査研究・連携推進等 |
| | (12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画） |
| | (13) 交通安全対策に関する調査研究・人材育成等 |
| | (14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画） |
| | (15) 犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等 |
| | (16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱） |
| | (17) 自殺対策に関する調査研究・人材育成等 |
| | (18) 青年国際交流の推進 |
| 11. 栄典事務の適切な遂行 | (1) 栄典事務の適切な遂行 |
| 12. 男女共同参画社会の形成の促進 | (1) 男女共同参画施策の総合的推進（男女共同参画基本計画） |
| | (2) 男女共同参画に関する普及・啓発 |
| | (3) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携 |
| | (4) 国際交流・国際協力の促進 |
| | (5) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組 |
| | (6) 女性の参画の拡大に向けた取組 |
| | (7) 新分野における男女共同参画の推進 |
| | (8) 仕事と生活の調和の推進 |
| 13. 食品の安全性の確保 | (1) 食品健康影響評価技術研究の推進 |
| | (2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進 |
| 14. 公益法人制度改革等の推進 | (1) 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保 |
| | (2) 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整 |
| 15. 経済社会総合研究の推進 | (1) 経済社会活動の総合的研究 |
| | (2) 国民経済計算 |
| | (3) 人材育成、能力開発 |
| 16. 迎賓施設の適切な運営 | (1) 迎賓施設の適切な運営 |
| 17. 北方領土問題の解決の促進 | (1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進 |
| 18. 国際平和協力業務等の推進 | (1) 国際平和協力業務等の推進 |
| 19. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 | (1) 政府・社会等に対する提言等 |
| | (2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動 |
| | (3) 科学の役割についての普及・啓発 |
| | (4) 科学者間ネットワークの構築 |
| 20. 官民人材交流センターの適切な運営 | (1) 民間人材登用等の推進 |

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h24/taiou_h24.pdf)参照

